

平成29年第3回足寄町議会定例会議事録（第1号）

平成29年9月5日（火曜日）

◎出席議員（13名）

1番 熊澤芳潔君	2番 榊原深雪君
3番 多治見亮一君	4番 木村明雄君
5番 川上初太郎君	6番 前田秀夫君
7番 田利正文君	8番 高道洋子君
9番 高橋健一君	10番 星孝道君
11番 高橋秀樹君	12番 井脇昌美君
13番 吉田敏男君	

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会教育長	藤代和昭君
足寄町農業委員会会長	齋藤陽敬君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	渡辺俊一君
総務課長	大野雅司君
福祉課長	丸山晃徳君
住民課長	松野孝君
経済課長	村田善映君
建設課長	増田徹君
国民健康保険病院事務長	川島英明君
会計管理者	佐々木雅宏君
消防課長	大竹口孝幸君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長	沼田聡君
------	------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	上田利浩君
-----------	-------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	櫻井保志君
事務局次長	横田晋一君
総務担当主査	西岡潤君

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名＜P 3＞
- 日程第 2 会期の決定＜P 3～P 4＞
- 日程第 3 諸般の報告（議長）＜P 4＞
- 日程第 4 行政報告（町長）＜P 4＞
- 日程第 5 報告第 1 1 号 予定価格 1,000 万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について＜P 4＞
- 日程第 6 報告第 1 2 号 足寄町水道事業の業務に関する予定価格 1,000 万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について＜P 5＞
- 日程第 7 議案第 7 8 号 教育委員会委員の任命について＜P 5＞
- 日程第 8 議案第 7 9 号 公平委員会委員の選任について＜P 5～P 6＞
- 日程第 9 議案第 8 0 号 農地・農業用施設災害復旧事業の施行について＜P 6～P 7＞
- 日程第 1 0 議案第 8 1 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について＜P 7～P 8＞
- 日程第 1 1 議案第 8 2 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について＜P 8＞
- 日程第 1 2 議案第 8 3 号 足寄町土地開発基金条例の一部を改正する条例＜P 8～P 9＞
- 日程第 1 3 議案第 8 4 号 足寄町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例＜P 9～P 1 0＞
- 日程第 1 4 議案第 8 5 号 足寄町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例＜P 1 0～P 1 1＞
- 日程第 1 5 議案第 8 6 号 足寄町新規就農者等誘致促進条例の一部を改正する条例＜P 1 1～P 1 2＞
- 日程第 1 6 議案第 8 7 号 足寄町営住宅管理条例の一部を改正する条例＜P 1 2～P 1 3＞
- 日程第 1 7 意見書案第 1 号 適正な地方財政計画の策定を求める意見書＜P 1 3＞
- 日程第 1 8 意見書案第 2 号 介護保険の負担及び介護抑制策の導入中止を求める意見書＜P 1 3～P 1 4＞

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。

ただいまから、平成29年第3回足寄町議会定例会を開会をいたします。

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、6番前田秀夫君、7番田利正文君を指名をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） 9月4日に開催されました、第3回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日、9月5日から9月15日までの11日間とし、このうち6日から12日までの7日間は休会となります。

次に、審議予定について報告いたします。

本日、9月5日は、最初に議長の諸般の報告を受けた後、町長から行政報告を受けます。

次に、報告第11号から報告第12号までの報告を受けます。

次に、議案第78号から議案第87号までを即決で審議いたします。

次に、意見書案第1号は総務産業常任委員会へ、意見書案第2号は文教厚生常任委員会

へ付託し、会期中の審査といたします。

13日は、一般質問などを行います。

14日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し、皆様に御報告いたしますので、御了承願います。

なお、議案第88号から議案第94号までの補正予算案は、後日、提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

また、議案第95号と議案第96号は、平成28年度決算審査特別委員会を設置し、閉会中の審査といたします。

今定例会中に町長から追加議案が提出される予定であります。提出されました際に、再度議会運営委員会で協議し、皆様に御報告いたしますので、御了承願います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から9月15日までの11日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月15日までの11日間に決定をいたしました。

なお、11日間のうち、6日から12日までの7日間は休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

よって、7日間は休会に決定をいたしました。

なお、今定例会における一般質問通告書の提出期限は、9月7日、木曜日の午後4時まででありますので、よろしくお願いをいたします。

◎ 諸般の報告

○議長（吉田敏男君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

○議長（吉田敏男君） 日程第4 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、国民健康保険病院の眼科診療体制について、行政報告を申し上げます。

国民健康保険病院の眼科診療体制については、平成29年第2回定例会におきまして、本年7月から社会福祉法人北海道社会事業協会帯広病院、略称帯広協会病院からの眼科医派遣による毎週水曜日午後の診療開始及び別に道内在住の眼科医との派遣協議を継続中である旨、行政報告をさせていただいたところでありますが、このほど正式に協議が整い、本年9月より月2日隔週木曜日を基本として、北海道医療大学病院、札幌市からの眼科医派遣による診療が新たに実施できることとなりました。

これにより帯広協会病院からの医師派遣とあわせ、引き続き一月当たり延べ4日程度の診療日を確保できることとなり、現行の眼科診療体制が維持できるものと考えております。

また隔週ではありますが、診療日が木曜日となることで、水曜日の診療を補完することも可能となり、患者さんの利便性も高まるも

のと期待されるところであります。

本町では、眼科の診察を必要とする患者さんが多く、帯広までの通院は高齢者や仕事をされている方にとって困難な状況にあり、疾病を悪化させる要因にもなっていると考えられることから、引き続き現行の眼科診療体制が継続できるよう努め、地域医療の確保と医療水準の向上を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

◎ 報告第11号

○議長（吉田敏男君） 日程第5 報告第11号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま、議題となりました報告第11号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

平成29年6月16日から8月21日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第1号の規定により報告する工事または製造の請負は、2ページにございます別紙のとおり14件でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 報告第12号

○議長（吉田敏男君） 日程第6 報告第12号足寄町水道事業の業務に関する予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

建設課長 増田徹君。

○建設課長（増田 徹君） ただいま、議題となりました報告第12号足寄町水道事業の業務に関する予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

平成29年6月16日から8月21日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第2号により報告する工事又は製造の請負（上水道事業会計分）は、4ページにございます別紙のとおり1件でございます。

以上のとおり、御報告申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 議案第78号

○議長（吉田敏男君） 日程第7 議案第78号教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） ただいま、議題となりました議案第78号教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

す。

下記の者を足寄町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

提案させていただく方は、住所、足寄郡足寄町南4条6丁目6番地。岡田美子氏でございます。生年月日は、昭和37年11月23日生まれでございます。

提案理由につきましては、平成29年10月10日をもって任期満了となるものでございます。

岡田氏については、既に2期務めていただいて再度任命いたしたいと考えているところでございます。

なお、岡田氏の略歴、学歴、職歴、公職歴等につきましては記載のとおりでございますので、説明省略させていただきます。

御同意賜りますようお願いを申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第78号教育委員会委員の任命についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第78号教育委員会委員の任命についての件は、同意することに決定をいたしました。

◎ 議案第79号

○議長（吉田敏男君） 日程第8 議案第79号公平委員会委員の選任についての件を議

題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） ただいま、議題となりました議案第79号公平委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

下記の者を足寄町公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

提案させていただく方は、足寄郡足寄町南7条3丁目40番地の1。横田嘉之氏。昭和10年3月30日生まれでございます。

提案理由につきましては、平成29年9月26日任期満了によるものでございます。

横田氏につきましても、これまで4期公平委員を務めていただいておりますベテランの方で、再度任命をいたしたく同意を求めるものでございます。

なお横田氏の略歴、学歴、職歴等につきましては、記載のとおりでございますので説明省略させていただきます。

御同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

7番。

○7番（田利正文君） 今の提案ですけれども、見ましたら82歳と高齢ですけれども、健康に留意されるなどという点については問題はないのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 提案させていただく以前に、事前に横田氏と連絡をとり、再度お願いをしたいということで申し上げて、健康状況もお話をさせていただいて、新たな任期また4年間ということでありましてけれど

も、十分健康上問題ないというふうに判断をさせていただいて提案をさせていただいたものでございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第79号公平委員会委員の選任についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第79号公平委員会委員の選任についての件は、同意することに決定をいたしました。

◎ 議案第80号

○議長（吉田敏男君） 日程第9 議案第80号農地・農業用施設災害復旧事業の施行についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

経済課長 村田善映君。

○経済課長（村田善映君） ただいま、議題となりました議案第80号農地・農業用施設災害復旧事業の施行について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成28年8月16日から17日の台風7号による被害を受けた農地・農業用施設災害復旧事業の応急工事計画を定めるため、土地改良法第96条の4第1項で準用する同法第88条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めます。

工事箇所は螺湾及び郊南の3地区で、復旧計画の内容につきましては、下記の応急工事計画（地区別調書）のとおりでございます。

なお、8ページに事業位置図を添付させていただきましたので、御参照ください。

以上をもちまして、提案理由の説明とさせ

ていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第80号農地・農業用施設災害復旧事業の施行についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第80号農地・農業用施設災害復旧事業の施行についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第81号

○議長（吉田敏男君） 日程第10 議案第81号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま、議題となりました議案第81号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合格約を次

のとおり変更するものでございます。

同組合の構成団体の2団体の名称が変更となったことから、規約の変更が必要となったものでございます。

規約の変更は地方自治法第286条第1項により、関係地方公共団体の協議により定め、協議については同法第290条第1項により議会の議決を経なければならないこととなっておりますことから、議会の議決をお願いするものでございます。

改正する規約の内容は、別表の江差町ほか2町学校給食組合を江差町・上ノ国町学校給食組合に、西胆振消防組合を西胆振行政事務組合に改めるものでございます。

附則において、施行期日を総務大臣の許可の日からと定めております。

9ページ右側に新旧対照表を添付してございますので、御参照をお願いしたいと思います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第81号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第81号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第82号

○議長(吉田敏男君) 日程第11 議案第82号北海道市町村総合事務組合理約の変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長(大野雅司君) ただいま、議題となりました議案第82号北海道市町村総合事務組合理約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合理約を次のとおり変更するものでございます。

改正する規約の内容は、別表第1及び別表第2の江差町ほか2町学校給食組合を江差町・上ノ国町学校給食組合に、西胆振消防組合を西胆振行政事務組合に改めるものでございます。

附則において、施行期日を総務大臣の許可の日からと定めております。

11ページに新旧対照表を添付してございますので、御参照をお願いしたいと思います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしく御願申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第82号北海道市町村総合事務組合理約の変更についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第82号北海道市町村総合事務組合理約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第83号

○議長(吉田敏男君) 日程第12 議案第83号足寄町土地開発基金条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長(大野雅司君) ただいま、議題となりました議案第83号足寄町土地開発基金条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、公営住宅はるにれ団地の用地購入のために基金の額を増額する改正をお願いするものでございます。

はるにれ団地は北3条2丁目60番地1に8棟52戸を建設する予定でございましたが、この予定地の一部に認知症高齢者グループホームを建設することとしたため、計画している戸数を建設するための用地として、隣接する土地を購入するために基金の額を増額するものでございます。

改正条文の内容について申し上げます。

足寄町土地開発基金条例の一部を改正する条例。

足寄町土地開発基金条例の一部を次のよう

に改正する。

第2条第1項中1,604万7,000円を3,324万7,000円に改めるものでございます。

現在基金で保有する額は土地として保有する額が404万円、現金として保有する額が1,200万6,213円、合計で1,604万6,213円となっております。

今回基金で保有する額を増額する改正をお願いしているところでございまして、改正後は土地として保有する額は現在と同額で404万円、現金として保有する額は1,720万円を増額いたしまして2,920万6,213円となり、合計で3,324万6,213円となります。

なお、増額する額の1,720万円を今定例会に提案させていただいた補正予算に土地開発基金操出金として計上させていただいております。

附則におきまして、施行日を公布の日からとしております。

なお、ページ右側に新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第83号足寄町土地開発基

金条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第83号足寄町土地開発基金条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

10時45分まで休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時46分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 議案第84号

○議長（吉田敏男君） 日程第13 議案第84号足寄町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 松野孝君。

○住民課長（松野 孝君） ただいま、議題となりました議案第84号足寄町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、固定資産税等の課税免除に伴う減収補填制度を規定しております企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令について所要の改正が行われましたため、本条例の一部を改正するものでございます。

議案書13ページをごらんください。

足寄町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

改正の内容につきましては、1点目といたしまして、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の名称が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に改正されたため、本条例の題名及び第1条中に引用してございます法律名を改めるものでございます。

2点目といたしまして、法律及び省令の改正に伴いまして、同法律等から引用しております条項及び文言について所要の整備を行うものでございます。

附則でございますが、第1項ではこの条例は公布の日から施行し、平成29年7月31日から適用するものでございます。

第2項は経過措置の規定でございます。

なお、14ページに新旧対照表を添付してございますので、御参照願います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第84号足寄町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及

び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第84号足寄町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第85号

○議長（吉田敏男君） 日程第14 議案第85号足寄町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 丸山晃徳君。

○福祉課長（丸山晃徳君） ただいま、議題となりました議案第85号足寄町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、福祉課内に設置しています地域包括支援センターにおける職員配置基準に関し、最低1名の配置が必要な主任介護支援専門員につきまして、介護保険法施行規則の改正により5年ごとの更新制が導入されましたことから、主任介護支援専門員に関する規定の整備をするとともに、介護保険法の改正による条項ずれを解消するために本条例を改正することを提案させていただくものでございます。

改正条文の内容について申し上げます。

足寄町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

足寄町地域包括支援センターの職員等に関

する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第1条中、「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改める。

第4条第1項第3号中、「第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者」を「に規定する主任介護支援専門員」に改める。

附則ですが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

なお、15ページ右側に新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第85号足寄町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第85号足寄町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第86号

○議長（吉田敏男君） 日程第15 議案第86号足寄町新規就農者等誘致促進条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

経済課長 村田善映君。

○福祉課長（村田善映君） ただいま、議題となりました議案第86号足寄町新規就農者等誘致促進条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正は、国の新規就農者等に対する補助金等交付制度の事業名称が変更されたことから、本町もこれにあわせて改正することと新規就農志向者を受け入れて営農指導をする受け入れ農業者に交付する営農指導交付金の交付期間を現行の2年から4年以内に改正するものでございます。

足寄町新規就農者等誘致促進条例の一部を改正する条例を次のように改正する。

第4条第1中「2年以内」を「4年以内」に改める。これは新規就農者等の認定要件を、6月以上2年以内から6月以上4年以内に改めるものでございます。

第5条のただし書きで「新規就農」を「農業人材強化」に、「青年就農給付金事業」を「農業次世代人材投資事業」に改める。これは国の事業名称の変更にあわせて事業名称を改めるものでございます。

別表2中「2年以内」から「4年以内」に改める。これは新規就農志向者を受け入れて営農指導をする受け入れ農業者に対して交付する営農指導交付金の交付期間を、現行の2年以内から4年以内に改めるものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用することと定めております。

なお、17ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上をもちまして、提案理由の説明を終わ

らせていただきます。

よろしく御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

1 番。

○1 番（熊澤芳潔君） 足寄町は非常に新規就農者が多いわけでございますけれども、これまでの条例で何人の方が就農されて、この改正によって条件緩和されたわけですが、何人の方が考えられるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） 御質問についてお答えいたします。

この条例制定されてから、平成13年から平成29年度現在まで14名の方が就農しております。それは現行のままの条例の中での14名ということでございます。

今現在、新規就農志向者として研修をしている方というのが、予備軍ということも含めて3名いらっしゃいます。この方々が新規就農者経営開始に向けて、今、一生懸命準備型という形の中で研修しております。この方たちが研修期間、現行でいけば2年以内に終えて次に経営開始をしていくと。今の状況でいけば、譲渡先も含めて条件整備、若干時間を要しております。その中でスムーズに流れていくためにも本人にも不利益をこうむらないためにも、町の支援の部分、国の支援の部分、これが2年、2年合わせて最長4年ということで、これについて今後新規就農者を目指して足寄町に来られる方、こういう条件を整えればもっと多く足寄町に就農を目指してくる方がいるということも期待して、条例改正するというところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで討論を終わります。

これから、議案第86号足寄町新規就農者等誘致促進条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第86号足寄町新規就農者等誘致促進条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第87号

○議長（吉田敏男君） 日程第16 議案第87号足寄町営住宅管理条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま、議題となりました議案第87号足寄町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正は、公営住宅法の改正によりこれに準じて改正するもので、入居者が認知症である場合等の家賃を定める手続等の条項を追加するものでございます。

条例の内容について、御説明いたします。

足寄町営住宅管理条例の一部を改正する条例。

足寄町営住宅管理条例の一部を次のように改正する。

第12条、第13条の改正は、参照している公営住宅法施行規則の条数が改正されたこ

とから、これにあわせて改正するものでございます。

第14条第3項の次に、次の1項を加えるとし、第4項として、入居者に義務づけられている収入申告をすることができない場合の家賃の決定方法についての規定を追加いたしました。

第15条の改正は、参照している公営住宅法施行規則の条数が改正されたことから、これにあわせて改正するものでございます。

第28条の改正は、第3項として、収入超過者が収入申告をすることができない場合の家賃の決定方法についての規定を追加したものでございます。

第30条以下の改正につきましては、条項を追加したことによる参照条項の改正でございます。

附則において、条例の施行を公布の日からとしております。

19ページ、20ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第87号足寄町営住宅管理条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第87号足寄町営住宅管理条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第1号

○議長（吉田敏男君） 日程第17 意見書案第1号適正な地方財政計画の策定を求める意見書の件を議題といたします。

本件につきましては、条例第65条第3項の規定により提案理由の説明を省略いたします。

ただいま議題となっております意見書案第1号適正な地方財政計画の策定を求める意見書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号適正な地方財政計画の策定を求める意見書の件は、総務産業常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、本件は会期中の休会中に審査の上、報告をお願いいたします。

◎ 意見書案第2号

○議長（吉田敏男君） 日程第18 意見書案第2号介護保険の負担増及び介護抑制策の導入中止を求める意見書の件を議題といたします。

本件については、条例第65条第3項の規定によりまして提案理由の説明を省略いたします。

ただいま議題となっております意見書案第2号介護保険の負担増及び介護抑制策の導入中止を求める意見書は、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたい

と思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号介護保険の負担増及び介護抑制策の導入中止を求める意見書の件は、文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、本件は会期中の休会中に審査の上、報告をお願いをいたします。

◎ 散会宣告

○議長(吉田敏男君) 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

次回の会議は、9月13日、午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございました。

午前11時08分 散会